

生駒市教育委員会規則第3号

生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年1月26日

生駒市教育委員会委員長 山本吉延

生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
生駒市体育施設条例の一部を改正する条例（平成26年3月生駒市条例第14号）附則第1項第4号に掲げる規定の施行期日は、平成27年4月1日とする。